

令和 3 年度
守谷市一般廃棄物処理実施計画(案)

令和 3 年 月

守 谷 市

《 目 次 》

第 1 章 ごみ及び資源物

1. 計画処理区域及び排出量	2
(1) 計画処理区域	2
(2) 人口・世帯数及びごみ排出量の推移	2
(3) 排出量	3
2. 排出抑制のための方策	4
3. 処理計画	6
(1) 収集運搬計画	6
① 処理主体	6
② 収集運搬する一般廃棄物の量	6
③ 収集回数	7
④ 分別・収集方法	8
⑤ 一般廃棄物の搬入先別運搬量	9
⑥ 収集運搬委託業者及び許可業者	10
⑦ その他	12
(2) 中間処理計画	14
① 処理施設	14
② 生ごみ堆肥化施設	15
(3) 最終処分計画	16
① 処分の方法	16
② 熔融スラグ・飛灰処理物及び熔融不適物の埋立処分委託先	16
③ 有害ごみ（乾電池・蛍光灯等）の処分（リサイクル含む）委託先	16
(4) 占有者又は事業者の協力義務	16
① 計画遵守義務	16
② 排出禁止物	16
③ 市民の責務	17
④ 事業者の責務	17
(5) 一般廃棄物の処理手数料	17

第2章 し尿及び浄化槽汚泥

1. 計画処理区域及び排出量	19
(1) 計画処理区域	19
(2) 排出量	19
2. 処理計画	19
(1) 収集運搬計画	19
① 処理主体	19
② 収集運搬する一般廃棄物の量	19
③ 収集回数	19
④ 廃棄物の搬入先及び収集方法	20
⑤ 収集運搬業者	20
(2) 中間処理計画	20
① 処理施設	20

参考資料

① 1人1日当たりのごみの排出量	21
② 資源物集団回収量	21

第 1 章 ごみ及び資源物

1. 計画処理区域及び排出量

(1) 計画処理区域

区 分	計 画 収 集 区 域
可 燃 ご み	守 谷 市 内 全 域
不 燃 ご み	守 谷 市 内 全 域
粗 大 ご み	守 谷 市 内 全 域
有害ごみ（乾電池・蛍光管等）	守 谷 市 内 全 域
缶・ビン類（資源物）	守 谷 市 内 全 域
古紙類・古着（資源物）	守 谷 市 内 全 域
プラスチック製容器包装（資源物）	守 谷 市 内 全 域
ペットボトル（資源物）	守 谷 市 内 全 域
生 ご み 堆 肥 化	守 谷 市 内 全 域

(2) 人口・世帯数及びごみ排出量の推移

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 (計画)
人 口	67,383 人	68,203 人	69,284 人	70,254 人
世帯数	27,041 世帯	27,736 世帯	28,554 世帯	29,342 世帯
ごみ排出量	18,767 t	19,354 t	19,754 t (見込)	20,405 t

※人口及び世帯数については、毎年度 10 月 1 日現在の住民基本台帳の人口です。令和 3 年度の人口及び世帯数については、平成 30 年度から令和 2 年度までの平均増加率（人口：1.40%，世帯：2.76%）に令和 2 年度人口を乗じています。

※令和 2 年度の「ごみ排出量」は令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月までの実績値になっています。

※令和 3 年度のごみ排出量は守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 25 年度～平成 34 年度）予測値を参考に算出しています。

(3) 排出量

ア) 一般家庭

(単位：t)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (計画)
可 燃 ご み	9,397	9,595	9,906	10,171
不 燃 ご み	2,158	2,302	2,442	2,598
粗 大 ご み	186	194	236	273
有 害 ご み	15	16	16	17
缶・ビン類 (資源物)	571	551	591	581
古紙類・古着 (資源物)	1,027	1,012	1,104	1,144
プラスチック製容器包装 (資源物)	351	355	381	398
ペットボトル (資源物)	119	123	134	142
生 ご み 堆 肥 化	517	525	536	546
計	14,341	14,673	15,346	15,870

イ) 事業所

(単位：t)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (計画)
可 燃 ご み	3,865	4,024	3,777	3,799
不 燃 ご み	133	117	101	89
缶・ビン類 (資源物)	1	0	0	0
プラスチック製容器包装 (資源物)	0	0	0	0
ペットボトル (資源物)	0	0	0	0
生 ご み 堆 肥 化	0	0	0	71
計	3,999	4,141	3,878	3,959

ウ) その他 (直接搬入)

(単位：t)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (計画)
可 燃 ご み	84	94	93	93
不 燃 ご み	5	11	8	8
粗 大 ご み	338	430	421	474
有 害 ご み	0	0	0	0
缶・ビン類 (資源物)	0	2	0	1
古紙類・古着 (資源物)	0	1	8	0
プラスチック製容器包装 (資源物)	0	1	0	0
ペットボトル (資源物)	0	0	0	0
計	427	539	530	576

2. 排出抑制のための方策

(1) ごみの5種16分別の徹底

市内全世帯へのごみ収集日程表・分別の手引き等の配布により、5種16分別の徹底を図り、「プラスチック製容器包装」をはじめ、資源物へのごみの混入を減らすとともに、可燃ごみの中の「雑がみ」の資源化及び「生ごみ」の水切り・資源化を引き続き周知し促進する。

(2) 資源物集団回収の促進

報奨金の交付等により、各地域の資源物集団回収を支援・サポートし、市民のごみ減量化及び資源物有効利用の意識付けを図る。

(3) 生ごみ減量化の推進

- ①生ごみの水切りを積極的に推進する。
- ②常総環境センターの食品リサイクル堆肥化事業を積極的に推進する。

(令和3年2月1日現在参加数累計5,096世帯)

(4) 子供たちに対するごみ減量化の啓発

- ①リサイクル推進等をテーマとしたポスター制作等を通じて、ごみ減量への関心と理解を育てる。
- ②常総環境センター施設見学の奨励 (年1回開催 各小学校4年生対象)

(5) 廃棄物減量等推進員制度の活用

- ①分別方法の周知徹底に向けて、地域の中心として啓発・立哨活動を行ってもらう。
- ②各リサイクル法やごみ減量化の制度及び施策について、推進員を通じて市民に周知する。
- ③ごみ処理に関する理解を深めていくために、常総環境センターで開催されるふれあいデー等を利用し施設見学等を実施していく。(年1回開催)

(6) ごみ減量のためのPR活動

- ①ごみ減量に関する記事を広報紙やホームページへ定期的に掲載することで、市民のごみ減量に関する知識や理解を深めていく。
- ②ホームページを活用し、エコ・ショップの紹介やごみを減らす工夫・アイデア等の情報の提供を行い、市民自らの行動・実践を促していく。
- ③市民、小中学校の児童生徒及び各種団体等に、市の環境問題について理解と関心を深めてもらうため、市の職員が講師として伺い「環境出前講座」を実施する。
- ④生ごみ減量キャンペーンを実施し、減量への取組に対する協力を訴える。

(7) 買物袋（マイバック）持参運動の推進

マイバックの持参を呼び掛け、レジ袋や過剰包装の削減を推進する。

(8) リサイクル伝言板の活用

リサイクル伝言板の活用を推進し、まだ使える物を有効活用してごみを削減する。

(9) 住民自ら行うごみ減量活動への支援

地域や市民団体等が主催するフリーマーケットやリサイクル市などのごみ減量活動を，積極的に支援していく。

(10) 雑がみ収集の推進

可燃ごみ減量施策の一環として，資源物である雑がみの収集推進を図っていく。

(11) 小型家電製品の回収品目の拡充

小型家電製品については，茨城県モデル事業で回収していた 10 品目から回収品目の拡充を図り，広報紙やホームページに掲載し，回収量を増やすべく周知に努める。

(令和元年度売払量 1, 100 kg)

(12) インクカートリッジ里帰りプロジェクト（リサイクル事業）への参加

インクカートリッジを扱う企業 5 社が実施する使用済インクカートリッジのリサイクルを目的とした「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し，市内 8 箇所で使用済カートリッジの拠点回収を行い，リサイクルの推進を図る。

(13) 市職員に対するごみ減量の意識啓発

「ごみ減量の手引き」を掲示板に掲載して分別に関する周知を行い，職員が率先してごみ減量に取り組むよう意識の高揚を図る。

(14) プラスチック製容器包装の正しい分別方法の啓発

不燃ごみの混入が目立つ「プラスチック製容器包装」の正しい分別方法について，広報紙やホームページ等を活用し，啓発に努める。

(15) 市内事業者に対するごみ減量の啓発

市内の事業者に対し，市内一斉ノーマイカーデーの通知やアンケート調査等を行う際に，ごみ減量化に関するチラシを同封し，資源物である古紙のリサイクル推進等，事業系一般廃棄物の削減を図る。

また，廃棄物を適正に処理するため，事業者向けの手引きを配布する。

3. 処理計画

(1) 収集運搬計画

① 処理主体

ア) 市が収集運搬するもの

- ・一般家庭及び公共施設等から排出される可燃ごみ，不燃ごみ，粗大ごみ，有害ごみ（乾電池，蛍光灯），缶類（資源物），ビン類（資源物），古紙類・古着（資源物），プラスチック製容器包装（資源物），ペットボトル（資源物）

イ) 許可業者が収集運搬するもの

- ・事業所から排出される可燃ごみ，不燃ごみ，缶類（資源物），ビン類（資源物），プラスチック製容器包装（資源物），ペットボトル（資源物）

ウ) 排出者（事業者を含む）が直接処理施設へ搬入できるもの

- ・一般家庭及び公共施設等から排出される可燃ごみ，不燃ごみ，粗大ごみ，有害ごみ（乾電池，蛍光灯），缶類（資源物），ビン類（資源物），プラスチック製容器包装（資源物），ペットボトル（資源物）
- ・事業所から排出される可燃ごみ，不燃ごみ，缶類（資源物），ビン類（資源物），プラスチック製容器包装（資源物），ペットボトル（資源物）

② 収集運搬する一般廃棄物の量

○ 一般家庭

(単位：t)

区 分	年 間 の 収 集 運 搬 量
可 燃 ご み	10,171
不 燃 ご み	2,598
粗 大 ご み	273
有害ごみ（乾電池，蛍光灯等）	17
缶・ビン類（資源物）	581
古紙類・古着（資源物）	1,144
プラスチック製容器包装（資源物）	398
ペットボトル（資源物）	142
生 ご み 堆 肥 化	546
計	15,870

○事業所

(単位：t)

区 分	年 間 の 収 集 運 搬 量
可 燃 ご み	3,799
不 燃 ご み	89
缶・ビン類（資源物）	0
プラスチック製容器包装（資源物）	0
ペットボトル（資源物）	0
生ごみ堆肥化（食品残渣）	71
計	3,959

○その他（直接搬入）

(単位：t)

区 分	年 間 の 運 搬 量
可 燃 ご み	93
不 燃 ご み	8
粗 大 ご み	474
有害ごみ（乾電池，蛍光灯等）	0
缶・ビン類（資源物）	1
古紙類・古着（資源物）	0
プラスチック製容器包装（資源物）	0
ペットボトル（資源物）	0
計	576

③ 収集回数

ア) 一般家庭

区 分	収 集 回 数
可 燃 ご み	2回／週
不 燃 ご み	1回／週
粗 大 ご み	2回／月
有害ごみ（乾電池，蛍光灯等）	随時
缶・ビン類（資源物）	2回／月
古紙類・古着（資源物）	2回／月
プラスチック製容器包装（資源物）	1回／週
ペットボトル（資源物）	2・3回／月
生ごみ堆肥化	2回／週

イ) 事業所

区 分	収 集 回 数
可 燃 ご み	許可業者との取り決めによる
不 燃 ご み	許可業者との取り決めによる
缶・ビン類（資源物）	許可業者との取り決めによる
プラスチック製容器包装（資源物）	許可業者との取り決めによる
ペットボトル（資源物）	許可業者との取り決めによる

④ 分別・収集方法

ア) ごみの分別区分

5 種		16 分 別	
1	可 燃 ご み	1	燃やせるごみ
2	不 燃 ご み	2	燃やせないごみ
3	粗 大 ご み	3	粗 大 ご み
4	資 源 物	4	缶
		5	無 色 ビ ン
		6	茶 色 ビ ン
		7	そ の 他 の ビ ン
		8	新 聞 紙
		9	雑 誌 ・ 雑 が み
		10	段 ボ ー ル
		11	紙 パ ッ ク
		12	古 着
		13	プラスチック製容器包装
		14	ペットボトル
5	有 害 ご み	15	乾電池・体温計
		16	蛍光管

イ) 収集方法

○一般家庭の収集方法

区 分	収 集 方 法
可 燃 ご み	統一指定袋によるステーション方式
不 燃 ご み	統一指定袋によるステーション方式
粗 大 ご み	予約申込による戸別収集（有料）
有害ごみ（乾電池，蛍光管等）	公共施設等に設置してある回収容器から収集

缶 類 （ 資 源 物 ）	統一指定袋によるステーション方式
ビ ン 類 （ 資 源 物 ）	3色分別コンテナによるステーション方式
古紙類・古着（資源物）	ステーション方式
プラスチック製容器包装（資源物）	統一指定袋によるステーション方式
ペットボトル（資源物）	統一指定袋によるステーション方式
生 ご み 堆 肥 化	戸別回収（登録制）

○事業所の収集方法

区 分	収 集 方 法
可 燃 ご み	市長の許可を受けて、常総環境センターへ直接搬入 又は市許可業者に依頼
不 燃 ご み	
缶・ビン類（資源物）	
プラスチック製容器包装（資源物）	
ペットボトル（資源物）	
生ごみ堆肥化（食品残渣）	

○直接搬入

事業所が市長の許可を受け、自ら常総環境センターへ搬入

⑤ 一般廃棄物の搬入先別運搬量

ア) ごみ及び資源物

○ 搬入先

名 称	所 在 地
常総地方広域市町村圏事務組合 常総環境センター	守谷市野木崎 4 6 0 5

年間運搬量

(単位：t)

区 分	年 間 運 搬 量
可 燃 ご み	14,063
不 燃 ご み	2,695
粗 大 ご み	747
有害ごみ（乾電池，蛍光管）	17
缶・ビン類（資源物）	582
プラスチック製容器包装（資源物）	398
ペットボトル（資源物）	142
生 ご み 堆 肥 化	546
計	19,190

○ 搬入先

名 称	所 在 地
(株)むかしの堆肥	下妻市大字黒駒 1084 番 1

年間運搬量 (単位：t)

区 分	年 間 運 搬 量
生ごみ堆肥化（食品残渣）	71

○ 搬入先

名 称	所 在 地
美濃紙業(株)茨城営業所	守谷市立沢 1856-1

年間運搬量 (単位：t)

区 分	年 間 運 搬 量
古紙類・古着（資源物）	1,144

⑥ 収集運搬委託業者及び許可業者

ア) 委託業者（3社）

業 者 名	住 所	委 託 内 容	収集運搬する区域
(有)ホーキタ清運	守谷市立沢 147	一般家庭及び公共施設等 から排出される一般廃棄 物の収集運搬	市が指定した区域
(株)シイナクリーン	守谷市野木 崎 1349-1	一般家庭及び公共施設等 から排出される一般廃棄 物の収集運搬	市が指定した区域
(有)北守谷商事	守谷市板戸 井 1934-2	一般家庭及び公共施設等 から排出される一般廃棄 物の収集運搬	市が指定した区域

イ) 許可業者（24社）

業 者 名	住 所	許 可 内 容	収集運搬 する区域
(株)シイナクリーン	守谷市野木崎 1349-1	事業系一般廃棄物の収集運搬 家電リサイクル法対象特定家 庭用機器の収集運搬	市内全域
(有)北守谷商事	守谷市板戸井 1934-2	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域

(有)ホーキタ清運	守谷市立沢 147	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(株)梅木商会	常総市大塚戸町 135-1	事業系一般廃棄物の収集運搬 家電リサイクル法対象特定家 庭用機器の収集運搬	市内全域
エルエス工業(株)	東京都渋谷区 千駄ヶ谷 3 丁目 2-8-503	実験動物死体及び付随汚物	市内全域
(有)Y Y C	千葉県野田市 桜台 1587	胎盤及び産褥汚物の収集運搬	市内全域
(株)十河サービス	東京都板橋区 南常盤台 1-18-7	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(株)日の丸商事	つくば市田中 2126-2	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
勝田環境(株)	ひたちなか市大 字津田 2554-2	家電リサイクル法対象特定家 庭用機器の収集運搬	市内全域
(株)ダイゼン	常総市相野谷町 4-2	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
北関東通商(株)	水戸市大串町 566-3	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(株)栄林	龍ヶ崎市佐貫 3-11-14	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(有) 総合環境サービ ス	千葉県我孫子市 布佐 3398	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(株)結南クリーンセン ター	結城市大字結城 7188	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(有)中澤産業	つくばみらい市 狸穴 1360-1	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(有)三美園小林	守谷市乙子 448	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(株)日昇つくば	つくば市片田 468	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(有)高山商店	稲敷郡阿見町 掛馬 326	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(株)大山清運	柏市松ヶ崎 363-1	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(有)光企業	取手市寺田 4888	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域

マエヤマ・エコワークス(株)	坂東市神田山 1129	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(有)クリーン産業	利根町羽中 1391	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
(有)久松クリーン産業	つくば市上横場 2006	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域
未来産業	常総市十花町 423-6	事業系一般廃棄物の収集運搬	市内全域

⑦ その他

○資源回収を目的とした小型家電製品の拠点回収

小型家電回収BOX設置箇所：庁舎・公民館等公共施設 9 箇所，商業施設 2 箇所

対象品目：デジタルカメラ，ゲーム機器，ACアダプタ，電子手帳，ビデオカメラ，

電卓，携帯音楽プレーヤー，カーナビ，ワープロ，携帯電話など

持込先：株式会社リーテム

○常総環境センターへ搬入できない廃棄物の処理

ア) 危険物 …………… ガスボンベ，医療廃棄物，劇薬類，農薬，塗料，火薬，
消火器，廃油（食用油を除く）

問い合わせ先：塗 料 → (株)日昇つくば 029-838-1070

消 火 器 → モーリス防災販売(株) 0297-48-0119

(株)ジョイフル本田守谷店 0297-48-8020

ガスボンベ → 販売店にお問い合わせ下さい。

火薬・廃油 → 販売店にお問い合わせ下さい。

イ) 農業廃棄物（※産業廃棄物に該当します。）

・材質がポリエチレン製のシート，育苗箱，肥料の袋等

問い合わせ先：市役所 経済課（搬入先：(社)園芸いばらき振興協会）

(社)園芸いばらき振興協会リサイクルセンター 029-293-6800

・材質が塩化ビニール製のプラスチックコンテナ，畦シート

問い合わせ先：(社)茨城県産業資源循環協会 029-301-7100

・大型農機具類（長さ 2m，重さ 50kg を超えるもの）

問い合わせ先：(社)茨城県産業資源循環協会 029-301-7100

ウ) ピアノ

問い合わせ先：(株)浜名 0120-123-314

エ) 耐火金庫

問い合わせ先：(株)日昇つくば 029-838-1070

(株)日の丸商事 029-867-1106

オ) スロット台，パチンコ台

問い合わせ先：(株)日昇つくば 029-838-1070

(株)日の丸商事 029-867-1106

カ) ボウリングの玉

問い合わせ先：フジ取手ボウル 0297-73-2031

キ) 切り株

問い合わせ先：(株)日昇つくば 029-838-1070

(株)日の丸商事 029-867-1106

(株)梅木商会 0297-27-2322

ク) 土砂類……………石，土，砂，燃えがら（焼却灰）等

問い合わせ先：(株)日昇つくば 029-838-1070

(株)日の丸商事 029-867-1106

(株)梅木商会 0297-27-2322 （※土，砂に限る）

ケ) 建築廃材……………コンクリートガラ，レンガ，タイル，ブロック類，瓦類，保温材，
パイプ等（材質が塩化ビニールのもの），石膏ボード類，
廃木材（長さ 3m，幅 1.5m，厚さ 15cm を超えるもの），浄化槽

問い合わせ先：(株)日昇つくば 029-838-1070

(株)日の丸商事 029-867-1106

コ) 浴槽……………F R P 製，人造大理石製

問い合わせ先：(株)日昇つくば 029-838-1070

(株)日の丸商事 029-867-1106

サ) 自動車用品……タイヤ（外径 76cm より大きいもの），キャリア（F R P 製），
バッテリー，マフラー，バンパー等

問い合わせ先：(株)日昇つくば 029-838-1070

(株)日の丸商事 029-867-1106

シ) オートバイ……二輪車リサイクルシステムによる処分

問い合わせ先：二輪車リサイクルコールセンター 050-3000-0727

ス) パソコン……………資源物有効利用促進法によるメーカー及び認定事業者による回収・
処分

問い合わせ先：各パソコンメーカー又は，パソコン 3 R 推進協会 03-5282-7685
リネットジャパンリサイクル(株)（認定事業者）

<https://www.renet.jp/>

※ノートパソコンについては，小型家電製品としても処分できます。

セ) 家電リサイクル法対象品

テレビ（ブラウン管，液晶，プラズマ），エアコン，冷蔵庫（冷凍
庫含む），洗濯機，衣類乾燥機

※ 上記は，自らの責任において処理しなければならない廃棄物であるため，当該物を取り扱っている小売業者又は製造業者等，若しくは専門の処理業者に引き取りを依頼し，適正に処理するよう指導する。

(2) 中間処理計画

① 処理施設

施 設 名	常総地方広域市町村圏事務組合 常総環境センター
所 在 地	守谷市野木崎 4605
敷 地 面 積	21,058.57 m ²
建 築 面 積	10,955.36 m ²
延 床 面 積	24,666.95 m ² ・焼却施設 15,453.53 m ² ・資源化施設 8,017.62 m ² ・啓発棟（渡り廊下含む） 1,155.52 m ² ・計量棟 40.28 m ²
建 物 及 び 煙 突	工場棟 地下 1 階 地上 6 階建 高さ約 37m 鉄骨鉄筋コンクリート造，鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 啓発棟 地上 3 階建 高さ約 15m 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 煙 突 高さ 59m
建 設 年 月 日	着工 平成 20 年 3 月 竣工 平成 24 年 8 月
炉 形 式	全連続燃焼式
処 理 方 式	キルン式ガス化熔融方式
燃 焼 ガ ス 冷 却 方 式	廃熱ボイラ方式
排 ガ ス 処 理 設 備	ろ過式集じん機，減温塔，乾式有害ガス除去装置， 活性炭吹込，触媒反応塔
余 熱 利 用 設 備	場内外利用発電（常総運動公園・地域交流センター）3,000 k w 場内外給湯（地域交流センター），蒸気供給（常総運動公園）
ト ラ ッ ク ス ケ ー ル	30 t × 2 基，50 t × 1 基（IC カード方式）
処 理 能 力	○焼却施設 258 t / 24 h（86 t / 24 h × 3 炉） ○資源化施設 ・資源物処理 44 t / 5 h （缶 7 t / 5 h，ビン 13 t / 5 h，ペットボトル 5 t / 5 h，その他プラ 19 t / 5 h） ・粗大ごみ処理 83 t / 5 h （粗大ごみ選別 19 t / 5 h，破碎選別 64 t / 5 h）

設計ごみ質低位発熱量	高質 2,700kcal/kg 低質 1,400kcal/kg 基準 2,200kcal/kg
ごみピット	ごみピット総合計容量 1,891 t = 9,953 m³ (0.19 t / m³) 258 t / 日 × 7 日以上 ①ごみ受入ピット 901 t = 4,744 m³ (0.19 t / m³) ②破砕ごみピット 990 t = 5,209 m³ (0.19 t / m³) 粗大ごみピット 39 t = 260 m³ (0.15 t / m³) 不燃ごみピット 156 t = 1,040 m³ (0.15 t / m³) その他プラごみピット 57.2 t = 1,430 m³ (0.04 t / m³) ペットボトルごみピット 15 t = 500 m³ (0.03 t / m³) 缶類ごみピット 21 t = 700 m³ (0.03 t / m³)
処理物ピット	溶融スラグピット 105 t = 75 m³ (1.4 t / m³) 飛灰処理物ピット 70 t = 70 m³ (1.0 t / m³) 溶融不適物コンテナ 2.4 t = 8 m³ (0.3 t / m³)
貯留ヤード	アルミ缶ヤード 29 m ³ , スチール缶類ヤード 29 m ³ , アルミ類ヤード 90 m ³ , 鉄類ヤード 90 m ³ , ペットボトルヤード 60 m ³ , その他プラヤード 130 m ³
クレーン	○焼却施設 9.6 t × 2 基 ○資源化施設 3.8 t × 2 基, 4.1 t × 1 基
補助燃料	灯油 (非常用自家発電機のみ A 重油)

② 生ごみ堆肥化施設

施設名	常総地方広域市町村圏事務組合 常総環境センター
所在地	守谷市野木崎 5054
公称能力	3.8 t / 5 h

(3) 最終処分計画

① 処分の方法：埋立処分及びリサイクル

② 溶融スラグ・飛灰処理物及び溶融不適物の埋立処分委託先

名 称	所 在 地
(一財)茨城県環境保全事業団	笠間市福田 165-1
ジークライト(株) 処分場	山形県米沢市大字板谷字四郎右エ門沢 773-1～2
(株)イバラキ 処分場	下妻市大字村岡地内
グリーンフィル小坂(株)	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字尾樽部 60-1

③ 有害ごみ（乾電池・蛍光灯等）の処分(リサイクル含む)委託先

名 称	所 在 地
野村興産（株）	北海道北見市留辺蘂町富士見 217-1

(4) 占有者又は事業者の協力義務（守谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例抜粋）

① 計画遵守義務

ア) 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出すなど、一般廃棄物処理計画に従わなければならない

イ) 占有者は、排出される一般廃棄物が飛散し、流出し、又はその悪臭が発生しないように、市の指定する方法で搬出するとともに、所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

② 排出禁止物

ア) 占有者は、市が行う家庭系一般廃棄物の収集に際して、次の各号に掲げる廃棄物を排出してはならない。

1) 有害性のある物

2) 危険性のある物

3) 引火性のある物

4) 著しく悪臭を発する物

5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物

6) 前各号に掲げるもののほか、家庭系一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭系一般廃棄物の処理機能に支障が生じるもの

イ) 占有者は、前項各号に掲げる家庭系一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従

わなければならない。

③ 市民の責務

- ア) 市民は、家庭系一般廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用等により再利用を図り、その生じた家庭系一般廃棄物をなるべく自ら処分するなどにより、家庭系一般廃棄物の減量に努めなければならない。
- イ) 市民は、家庭系一般廃棄物の減量、適正な処理及び再利用の促進等に関し、市の施策に協力しなければならない。

④ 事業者の責務

- ア) 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。
- イ) 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- ウ) 事業者は、その廃棄物を単独に、又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正にこれを処理しなければならない。
- エ) 事業者は、廃棄物の減量、適正な処理及び再利用の促進等の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

(5) 一般廃棄物の処理手数料

- ア) 市が行う家庭系一般廃棄物の収集、運搬のうち、粗大ごみについては1点につき500円の手数料を徴収する。その他の家庭系一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料は、無料とする。
- イ) 市民又は事業者が、市長の許可を受け自ら一般廃棄物を常総環境センターに搬入するときは、常総地方広域市町村圏事務組合「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」(昭和49年常総地方広域市町村圏事務組合条例第9号)に定めるところによる。

第2章 し尿及び浄化槽汚泥

1. 計画処理区域及び排出量

(1) 計画処理区域

区 分	計 画 収 集 区 域
し 尿	守谷市内全域
浄化槽汚泥	守谷市内全域

(2) 排出量

(単位 : kl)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (計画)
し 尿	280	528	425	239
浄化槽汚泥	402	461	454	433

2. 処理計画

(1) 収集運搬計画

① 処理主体

- ア) 許可業者が収集運搬する一般廃棄物
・ し尿及び浄化槽汚泥

② 収集運搬する一般廃棄物の量

(単位 : kl)

区 分	年 間 の 収 集 運 搬 量
し 尿	239
浄化槽汚泥	433

③ 収集回数

区 分	収 集 回 数
し 尿	随 時
浄化槽汚泥	随 時

④ 廃棄物の搬入先及び収集方法

ア) 搬入先

名 称	所 在 地
常総衛生組合 「クリーンセンター きぬ」	つくばみらい市小絹 1450

イ) 収集方法

区 分	収集方法
し 尿	常総衛生組合許可業者による収集
浄化槽汚泥	常総衛生組合許可業者による収集

⑤ 収集運搬業者

ア) 許可業者

業 者 名	住 所	内 容	収集運搬する区域
(株) シイナクリーン	守谷市野木崎 1349-1	し尿・浄化槽汚泥	守谷市内全域

(2) 中間処理計画

① 処理施設

ア) し尿処理施設

施 設 名	常総衛生組合 「クリーンセンター きぬ」		
所 在 地	つくばみらい市小絹 1450		
形 式	標準脱窒素処理方式＋高度処理		
公 称 能 力	1 5 0kl／日（1 0 0kl／日＋5 0 kl／日）		
搬入される廃棄物の内訳量	し尿（守谷市分）	2 3 9kl／年	
	浄化槽汚泥（守谷市分）	4 3 3 kl／年	
残渣の処分方法	し渣及び		
	脱水汚泥：	焼却後埋立処分（80 t／年）	（北茨城市）
	沈 砂：	埋立処分（12.5 t／年）	（北茨城市）

《参考資料》

① 1人1日当たりのごみの排出量

(単位：g)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (計画)
排出量※ ¹	守谷市	762	780	781	793
	うちセンター搬入量※ ²	守谷市	720	740	749
		組 合	696	—	—
	うち家庭ごみ搬入量※ ³	守谷市	551	577	589
		組 合	549	—	—

※1 「排出量」：家庭・事業所から排出された一般廃棄物を常総環境センターに搬入した量と行政による資源物回収量

※2 「うちセンター搬入量」：上記の排出量の内，常総環境センターに搬入された一般廃棄物の量

※3 「うち家庭ごみ搬入量」：上記のセンター搬入量の内，家庭から排出された一般廃棄物の量

② 資源物集団回収量

(単位：kg)

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (計画)
回収量	842,549	746,501	668,412	800,000